



「大阪市」×「大阪弁護士会」包括連携協定の締結について



◆ 包括連携協定（令和7年10月21日締結）

相互に連絡窓口を設置し、次の項目について定期的に協議を行う体制を構築することで、連携を強化

✓ 大阪市が行う行政活動の適正な執行の確保、ハラスメントの防止に関すること

✓ 大阪市が設置する各種審議会等の組織・運営に関すること

✓ 大阪弁護士会の委員会等の所掌事務のうち、大阪市が行う行政活動に対する法的サービスの提供
に関すること

など

◆ 期待する効果

✓ 定期的・継続的に意見交換を行うことにより、顔の見える関係を構築し、よりの確かつ迅速な法的サービスの提供が可能に

✓ 対等なパートナーとしての協力関係を構築することで、既存のメニューにとらわれない新たなメニューの提案などより柔軟な対応が可能に



公平・公正な行政運営の確保を図り、もって、市民の福祉の向上・社会正義の実現に寄与する

◆ 具体的な取組

▶ 大阪市総務局において実施している大阪市の各部署への弁護士活用実績の照会にあわせて、新たな法的サービスの提供のニーズ、弁護士会への要望の有無などを照会し、その結果をもとに、意見交換を実施

▶ 新たな法的サービスなど、既存のメニューでは対応が困難な新規のニーズがある場合には、実施の可否・実施のスキームを協議

※具体的な取組は、今後も随時更新予定